

発電所に係る環境影響評価の手続きについて

(1) 配慮書の概略

これまで、事業の実施段階で行なわれていた環境影響評価は、事業の実施に係る環境保全に効果を有する一方、すでに事業の枠組みが決定されているため、事業者が環境保全措置の実施や複数案の検討等について柔軟な措置をとることが困難な場合があります。

平成25年4月に環境影響評価法が改正され、事業の枠組みが決定される前の事業検討段階において、事業の位置、規模等に関する複数案の検討を行うとともに、対象事業の実施が想定される地域の生活環境、自然環境に与える影響について、市民、専門家、地方公共団体などの意見を取り入れる配慮書手続きが導入されました。

配慮書の具体的な手続きとしては、

- ① 配慮書を作成し、主務大臣（経済産業大臣）に送付するとともに、公表する。
- ② 事業者は、配慮書を関係行政機関に送付し、関係行政機関及び一般の環境保全の見地からの意見を求める。
- ③ 環境大臣は必要に応じて主務大臣に環境保全上の意見を提出する。
- ④ 主務大臣は、環境大臣意見をふまえて、事業者に環境保全上の意見を提出する。

また、事業者は、作成した配慮書の内容を方法書以降の手続きに反映させることとなっています。

(2) 配慮書等事務フロー

